

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構中期目標

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は、駐留軍等労働者の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、在日米軍に必要な労働力の確保を図ることを目的としている。

当該業務は、日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定を受け、合衆国政府と日本国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすために必要なものである。

機構が、国と緊密な連携を図りながら、当該目的を達成するため、当該業務の一層の効率的かつ効果的な実施を積極的に図る観点から、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構中期目標を次のとおり定める。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

業務運営については、以下の各事項に関し具体的措置を講ずることにより、効率化を図るものとする。

1 業務の効率化・要員縮減

業務の一層の効率的かつ効果的な実施を図る観点から、米軍再編の動向等も踏まえつつ、業務の徹底した効率化を行い、前中期目標の終期（平成22年度末）の人員数に対して、本中期目標の終期（平成27年度末）までに15%を目標として10%以上の要員縮減を実施すること。

その際、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等を実施すること。

2 最適な業務実施体制の検討への参画等

1と並行して、「平成22年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成22年11月 政策評価・独立行政法人評価委員会）を踏まえ、国による機構の最適な業務実施体制の検討（現在の業務実施体制をゼロベースで見直し、国自

ら実施することを含め、トータルコスト、業務効率等から見て、最適な業務実施体制について検討することをいう。)について、これに積極的に参画するとともに、その結論に則した所要の措置を確実に実施すること。

3 契約の点検・見直し

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図ること。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討すること。

4 経費の抑制

人件費(退職手当を除く。)を含む機構運営関係費について、前期中期目標期間の最終年度(平成22年度)を基準として、中期目標期間の最終年度(平成27年度)までに9%の縮減を図ること。ただし、新規に追加されるもの、拡充分は除く。

なお、機構運営関係費については、経費節減の余地がないかについて自己評価を行った上で、適切な見直しを行うこと。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費節減の一層の推進を図ること。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 駐留軍等労働者の募集

在日米軍からの労務要求に迅速かつ的確に対応するため、労務要求書受理後1か月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率について、本中期目標の期間において平均90%以上を維持するよう努めること。

2 駐留軍等労働者の福利厚生施策

駐留軍等労働者の福利厚生施策については、駐留軍等労働者の要望を踏まえて実施する等により質の向上に努めること。

3 駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査及び分析並びに改善案の作成

国の行政施策の企画立案に資するため、駐留軍等労働者の給与その他の勤

務条件等に係る調査及び分析並びに改善案の作成を行い、国に提示すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業について、第2で定めた事項に配慮した予算を定めた中期計画（独立行政法人通則法第30条第1項の中期計画をいう。）を作成し、当該予算の範囲で業務運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する計画

- (1) 人員削減を行うに当たっては、円滑な業務処理に配慮した人員の適正な配置に努めること。
- (2) 職員養成研修等の着実な実施を図ること。

2 ほう賞事業の見直し

駐留軍等労働者に対するほう賞事業について、国民への説明責任を果たす観点から、ほう賞制度の本来の在り方に着目しつつ行われる国と在日米軍等との見直し協議に資するよう、その在り方を積極的に見直すこと。

3 保有資産の見直し

(1) 旧コザ支部の跡地等

支部統合に伴い廃止した旧コザ支部の土地等については、独立行政法人通則法に則して国庫に納付すること。

(2) 支部・分室の見直し

保有資産の有効活用等の観点から、各支部・分室について、職員数に比して施設規模が過大でないか、土地・建物の売却等を行い、賃貸ビルへの入居による経費の抑制を図ることができないか、近傍に所在する地方防衛事務所の庁舎に入居できないかなどを早期に検討し、結論を得て、所要の措置を講ずること。

(3) その他

保有資産については、(1)及び(2)に掲げるもののほか、経済合理性等の観点に沿って、その保有の必要性について不斷に見直しを行い、支障のない限り、国への返納等を行うこと。

4 給与水準の適正化等

国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方を厳しく検証した上で、目標水準等を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図ること。

6 事業の透明性の確保等

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・事業の実施期間中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の透明性の確保等に努めること。